

『令和2年3月16日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和2年3月定例会】

(令和2年度関係議案)

委員長 奥 富 精 一

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、映像配信業務委託料における新庁舎移転による業務の変更点について等、質疑応答の後、採決の結果、歳出の部、第1款は起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、歳入にかかわり、総務費国庫補助金における、外国人受入環境整備交付金の詳細について問われ、これに対して、平成31年4月から全国に約100か所設置された外国人総合相談センターなどの整備・運営に関わる経費において交付されるもので、本市の外国人相談窓口においては、通訳を行うために使用するタブレット端末、及びスマートフォンの維持経費に対するものであるとのこと。

また、一般管理費にかかわり、ハラスメント相談業務委託料における外部相談窓口を設置する経緯について問われ、これに対して、職員が相談しやすい環境づくりや、法律等で各種ハラスメントに関する雇用管理が義務化されることから設置するもので、各種ハラスメントの防止を強化するものであるとのこと。

さらに、災害対策費にかかわり、九都県市合同防災訓練事業の詳細について問われ、これに対して、令和2年11月1日にSKIPシティを中央会場として、首都直下型地震、及び南海トラフ地震を想定した訓練を行う計画であるとのことでありました。

このほか、国土強靱化地域計画策定等業務委託料における計画を策定する目的について、防犯対策費にかかわり、国民保護事業の取り組みについて、戸籍住民基本台帳費にかかわり、自衛官募集に関する啓発品について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、同和対策事業は、広く人権対策へと切り替えている県内の自治体に倣うべきであること。地方自治体が本来行うべき自然災害等の対応事業とは異なる国民保護事業、及び歳入の自衛官募集事務委託金のいずれも、憲法の理念を侵すものと判断し、反対するとの意見。

また、安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた防災行政無線をはじめとする通信網の体制整備、町会・自治会の防犯灯や防犯カメラの設置費補助、災害時の広域的な協力体制を構築する九都県市合同防災訓練に加えて、増加傾向にある外国人との多文化共生社会の一層の推進に関する事業の取り組みは評価できる。

自主財源の確保対策としても、更なる市税収入の確保、徴収強化を図る納税

コールセンターの拡充など、健全な財政運営に対する努力が見受けられることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第2款及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表及び第3条第3表並びに第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の部、第1款「市税」ないし第13款「交通安全対策特別交付金」並びに第18款「財産収入」ないし第22款「諸収入」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、法人市民税にかかわり、法人税割の税率改正による影響額について問われ、これに対して、約4億2,000万円の減少を見込んでいるとのことでありました。

このほか、事業所税にかかわり、納税義務者数の見込みについて等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第11款ないし第13款及び歳入の部、第1款ないし第13款並びに第18款ないし第22款及び第5条並びに第6条は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第18号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第19号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第18号及び議案第19号にかかわり、クラウドサービス利用料の詳細について、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第18号及び議案第19号の以上2議案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第20号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」及び議案第21号「川口市学童等災害共済事業特別会計予算」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第21号にかかわり、行政評価の指摘を受けての対応状況について、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第20号及び議案第21号の以上2議案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第32号「川口市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、印鑑登録時の意思能力の判断基準について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第47号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第29号「川口市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す

る条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第30号「川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、改定による財政的影響額について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第31号「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第27号「川口市行政組織条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、組織改正による公園課の業務への影響について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第28号「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、職員定数を増やす理由について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。